【電子入札案件】本案件は電子入札案件である。

公告日	令和8年8月25日
契約担当者	〒622-0292　船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 京丹波町長　畠中　源一
工事番号	8-A49D
工事名	令和7年度（繰越）　町道若宮2号線　道路改修工事
工事場所	京都府船井郡京丹波町　質志　地内
工事期間	契約日の翌日から令和9年1月29日まで
工事概要	L＝4.2m、W＝2.4 排水管　4m、擁壁工　2箇所、護床コンクリート　1式、構造物撤去工　1式、仮設工　1式
入札参加資格要件	入札に参加するために必要な資格は、町の建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載されており、入札公告共通事項1のほか、次の要件を満たすこと。 （1）許可の種類　土木一式工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可 （2）等級　京都府認定の土木一式工事Ⅳ級又はⅤ級 （3）経営事項審査数値　要件なし （4）営業所所在地　京丹波町内に主たる営業所（本店）があること （5）施工実績　要件なし （6）配置予定技術者　主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を配置できる者であること。 （7）その他　要件なし
入札保証金	免除
契約保証金	共通事項9のとおり。
予定価格	3，663，000円　（入札書比較価格：3，330，000円）
最低制限価格	あり　（※一般土木工事を適用）　（注）令和4年4月1日基準適用
前払金	予定価格が300万円以上の場合は、契約金額の4割以内の金額を前払いする。
中間前払金	「京丹波町公共工事の中間前金払に関する取扱要綱」に従い、請負代金額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。
部分払	なし
入札参加資格確認申請時の提出書類	（1）条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号） 配置予定技術者欄の記載は、必要ありません。 （2）資本関係・人的関係に関する届出書 入札公告共通事項12（8）のとおり ※今年度初めて入札に参加される方につきましては、電子入札システムでの添付に併せ、原本を財政課まで提出してください。
その他	1　工事費内訳書は、設計図書に参考資料として添付している金抜設計書の本工事費内訳書の項目に一致させること。 また、応札にあたっては、入札公告共通事項6（3）及び（4）を熟読し、無効、失格等のないように注意してください。 2　現場代理人の選任にあたっては、入札公告共通事項12（7）を参照してください。 3　その他、入札公告共通事項のとおり。

入札手続き等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年　8月25日（火）午前9時から 令和8年　9月　1日（火）午後5時まで（閉庁日を除く）	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和8年　8月25日（火）午前9時から 令和8年　9月　1日（火）午後5時まで（閉庁日を除く）	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和8年　8月31日（月）午前9時から 令和8年　9月　1日（火）午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加資格決定	令和8年　9月　3日（木）	共通事項3のとおり
設計図書の販売	販売しない。 町ホームページの入札情報からダウンロードすること。	共通事項2のとおり
質問の受付	令和8年　9月　7日（月）午後5時まで	共通事項5のとおり
回答の閲覧	令和8年　9月　9日（水）	共通事項5のとおり
入札書送付期間	令和8年　9月15日（火）午前9時から 令和8年　9月16日（水）午後5時まで	共通事項6のとおり
入札（開札）日時	令和8年　9月17日（木）午後1時35分 開札結果は、9月18日（金）午後5時までにホームページに公表する。	
落札決定通知	落札者には、別途通知する。	
契約予定日	令和8年　9月24日（木）	共通事項10のとおり

条件付一般競争入札公告共通事項（工事）

１　入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していないこと。

（２）条件付一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京丹波町工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１７年京丹波町告示第７８号。）に基づく指名停止がなされていないこと。

（３）会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けた場合を除く。

（４）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

（５）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査について、有効な結果通知を受けている者であること。

（６）京丹波町暴力団等排除措置要綱（平成２３年京丹波町告示第７５号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと又は京丹波町暴力団等排除措置要綱別表第２に掲げる措置要件に該当しないこと。

（７）法人及び代表者の法人町民税、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の京丹波町への滞納がないこと。

（８）入札に参加する者の間に次に掲げる一定の系列関係がないこと。

ア　資本的関係

親会社と子会社の関係にある場合又は、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ　人的関係

一方の会社の役員（監査役を除く。以下「役員」という。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

ウ　その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

２　設計図書の入手方法等

（１）入札参加申請書等の入手方法

原則として、京丹波町ホームページ（http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/）の入札情報からダウンロードすること。やむを得ず配布を希望する場合は、京丹波町総務部財政課（２階）にて配布する。

（２）設計図書等の閲覧

京丹波町ホームページの入札情報公開システムからダウンロードできる。

また、当該の公告に示す期間内に、京丹波町総務部財政課にて閲覧することができる。

（３）設計図書等の販売

設計図書等を京丹波町ホームページの入札情報公開システムに掲載する場合は、ダウンロー

ドにより入手すること。この場合は原則として販売しない。やむを得ず入手を希望する場合は、京丹波町総務部財政課へ問い合わせること。

当該の公告に設計図書を販売することを記す場合は、期間内に京丹波町総務部財政課にて販売する。この場合、入札参加資格が認められた者は、特別の事情がない限り、購入すること。

3　入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び参加確認資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、本案件は電子入札案件であり、原則として電子入札システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象案件である。

電子入札システムによりがたい者は、京丹波町建設工事等電子入札運用基準第１９条（紙入札承諾の基準）に基づき、発注者の承諾を得ることにより例外的に、紙入札方式によることができる。また、提出した資格確認資料等に関し、契約担当者から説明または追加資料を求められた場合は、それに応じなければならない。その他、入札手続き等については、関係規程によるものとする。

（1）提出方法

当該の公告に示す期間内に、電子入札システムにより提出すること。

（2）確認通知

入札参加資格確認通知書は、別途、電子入札システムにより送付する。

（3）その他

ア　入札参加申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　提出書類はA4版で作成し、１部提出すること。

ウ　提出された書類は、本町において無断使用することはない。

エ　虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、本町の指名停止措置を行うことがある。

4　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、町に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、京丹波町建設工事等苦情処理手続要綱（京丹波町告示第９号）に定めた書面を、通知を受けた日の翌日から起算して５日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前９時から午後５時まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して５日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し

て書面により回答する。

5　入札参加申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

（1）入札参加申請書及び資格確認資料に関する質問は、電話等による問合せを随時受付ける。

（2）設計図書に関する質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、電子メールにて提出すること。（電話等口頭によるもの、郵送、ファクシミリ及び持参によるものは受け付けない。）設計図書に関する質問の回答については、当該の公告に示す日までに京丹波町ホームページの入札情報公開システムに掲載する。

（3）連絡先

京丹波町総務部財政課　　電話番号０７７１－８２－３８２０

電子メール　ｎｙｕ－ｓａｔｓｕ@ｔｏｗｎ．ｋｙｏｔａｍｂａ．ｌｇ．ｊｐ

※スパムメール対策のため、全角表示にしています。メールを送付する場合は半角で入力してください。

6　入札手続等

（1）入札の方法

ア　入札方法は、電子入札とする。

入札手続等については、関係規程によるものとする。

（2）入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××，０００円」とする。間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

（3）工事費内訳書

ア　入札書の提出に併せ、工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

イ　**入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。**

ウ　工事費内訳書の様式は任意とするが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。

なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。

また、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号（名称）のみを記載すること。

エ　工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（4）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　当該公告の入札参加資格要件に掲げる資格のない者の行った入札

イ　入札参加申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ　入札参加申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ　同じ入札に２以上の入札をした者の行った入札（他人のＩＣカードを使用しての入札を含む。）

オ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

カ　入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

キ　**開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札**

（有効としない内訳書については、**京丹波町工事等競争入札心得第１１条第１１号の運用について**を参照すること）

ク　公告に示した入札に関する条件に違反した入札

ケ　他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

コ　代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前に代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した者の行った入札

サ　その他、不正の目的を持ってＩＣカードを使用した者の行った入札

（5）入札の辞退

入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

また、入札参加資格確認通知前に、当該申請等を取り下げる場合においては、その旨及び具体的理由を記載した取下届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、本町の指名停止措置を行うことがある。

（6）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（7）契約書作成の要否

要する。

7　落札者の決定方法

（1）京丹波町財務規則（平成 17 年京丹波町規則第 24 号）第 113 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

（2）落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施する。

８　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の５相当額の違約金を徴収する。

９　契約保証金

（１）契約金額が５００万円未満の場合は、免除とする。

（２）契約金額が５００万円以上の場合においては、契約金額の１００分の１０。ただし、銀行、契約権者が確実と認める金融機関または保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10　契約書の作成

落札者の決定後、７日以内に工事請負契約書を作成すること。

11　入札の中止

開札の前後に関わらず、入札参加者が１者のみの場合は、入札を中止することがある。

12　その他

（１）入札参加者は、本公告文、関係規程、設計図書及び仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。

（２）入札参加申請書に虚偽の記載をした場合は、本町の指名停止措置を行うことがある。

（３）無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（４）入札後、契約を締結するまでに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

（５）契約後、入札参加除外措置を受けた場合又は京都府南丹警察署長から京丹波町暴力団等排除措置要綱別表第２に該当する旨の通知等を受けたときは、当該契約を解除することがある。

また、別表第２に該当する旨の通報等を受けた者を下請人等としていたときも同様とする。

（６）予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。

なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、本町の指名停止措置を行うことがある。

（７）現場代理人については、営業所専任技術者以外の者で、３箇月以上請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。

ただし、京丹波町では、「建設工事と技術者の配置について」により、**申請対象となる現場代理人１人につき、兼任する工事が２件までであること、かつ、兼任する工事の当初請負金額の合計が 4,500 万円未満であること等一定の要件のもとで、現場代理人が複数の工事現場に従事**

（兼任）することができます。

なお、これに違反した場合は、契約解除及び指名停止措置を行うことがある。

（８）資本関係・人的関係に関する届出書

本町の条件付一般競争入札に当該年度内で初めて参加申請する場合のみ。２回目以降の参加申請時には、提出の必要はありません。ただし、届出書の記載事項に変更が生じた時は、すみやかに資本関係・人的関係に関する変更届書を総務部財政課へ提出してください。